

令和7年度医療機関合同研修サポート補助金募集要項

横浜市では、市内の医療機関等が合同で行う潜在看護師^{※1}の市内医療機関への復職に向けた取組や、現任の看護師^{※2}の人材育成研修に対して補助を行う「医療機関合同研修サポート事業」を始めます。

事業の概要をご確認いただき、人材確保・定着の取組にお役立てください。

※1 潜在看護師とは、看護師の資格を保有しているが就業していない看護師を指します。

※2 看護師とは、看護師、准看護師、保健師及び助産師免許を保有する方を指します。

1. 補助金の目的

潜在看護師の復職対策や、現任の看護師の人材育成に関する研修等を合同で実施する市内医療機関等に補助金を交付することで、市内の医療機関等の看護師確保や看護師の定着を促進することを目的とします。

2. 補助金額

1 団体^{※3}あたり上限 20万円

※3 団体の定義については、「実施主体について」参照。

3. 補助対象研修の実施期間

令和7年6月2日(月)～令和8年3月31日(火)

4. 申請期限

~~令和7年11月28日(金)~~ 令和7年12月19日 (金)

5. 実施主体について

実施主体は、複数の医療機関等が連携した「団体」であることとします。

【実施主体に関する条件】

各用語と説明は以下の通りです。

用語	説明
医療機関等	病院、診療所、訪問看護ステーションおよび看護師が在籍する福祉施設
団体	2つ以上の医療機関等の集まりで、1団体には1つ以上の病院が含まれること。
代表医療機関	団体を代表して手続きを行う病院のこと。

6. 対象研修の条件

補助の対象となる研修の条件は次のとおりです。

【共通条件】

- ◇ 医療機関等の「団体」で実施してください。1つの病院が企画・実施する研修に参加する場合は対象となりません。
- ◇ 臨床研修を実施する場合は、実施先医療機関等の当該研修担当看護師が必ず付き添ってください。

【潜在看護師向け研修】

研修対象者	潜在看護師
研修の内容	地域内の病院に復職するきっかけを提供する内容。 実技研修では、「医療機関等の現場において実務研修を実施することにより、基礎的な知識・技術の再認識」及び「最新の医療、看護の動向及び医療安全についての知識・技術の習得」ができる内容としてください。
実施日程	1日単位・複数日程いずれも可
必須条件	実技研修が含まれること。 医療局ウェブページへの研修情報掲載を了承すること。
推奨条件	施設見学や病棟実習等、病院の内部に入れる機会を設けていること。
その他	開催した翌年度の4月に、参加者の復職状況を尋ねます。状況把握ができるようにしておいてください。

【現任看護師向け研修】

研修対象者	団体医療機関等に現在就業している看護師
研修の内容	地域内の医療機関で現任の看護師向けの技能向上や復職者のフォローを目的とした内容であること（現地・オンラインいずれも可）
実施日程	1日単位・複数日程いずれも可
必須条件	参加医療機関以外の職員が参加可能な場合は、医療局ウェブページへの研修情報掲載を了承すること。

7. 対象経費

- (1) 広報、広告費
- (2) 当該研修で使用する医薬材料費
- (3) 医療機関等が外部に依頼した講師等に対する謝金
- (4) 実技研修で使用する備品費
- (5) 研修に参加する潜在看護師の子の一時保育にかかる経費
- (6) 参加者の損害保険料にかかる経費
- (7) 事務費
- (8) その他市長が適切と認めたもの

【参考】各対象経費の例

経費	例) 補助対象とするもの	例) 補助対象とならないもの
(1) 広報、広告費	研修周知用チラシの作成費 研修のお知らせの有料広報媒体掲載料	当該研修以外の情報が掲載されたチラシの作成費、掲載料
(2) 当該研修で使用する医薬材料費	採血練習用のシリンジ・針 参加者が使用するディスポーザブル手袋 消毒薬（手指消毒・物品消毒用）	
(3) 外部に依頼した講師等に対する謝金	参加医療機関以外の医療機関のスタッフを講師に招いた謝金	参加医療機関の職員を講師とした場合の謝金、人件費
(4) 備品費	当該技術研修及び専ら看護師の確保・定着対策として今後の研修等に使用する場合に限る。	補助の申請が備品購入のみの場合
(5) 研修参加者の子の一時保育にかかる経費	研修参加者の子の一時保育料 一時保育で使用する消耗品（ウェッティッシュ、子の名札等）	団体の職員の子の一時保育料
(6) 参加者の損害保険料にかかる経費	研修参加者の損害保険料	団体の職員が対象の損害保険料
(7) 事務費	コピー用紙 郵送代 参加者用の名札 研修資料を入れるクリアファイル 被服貸与にかかるクリーニング代	
(8) その他市長が適切と認めたもの	(1) から (8) の経費に該当しないが、事業実施に必要不可欠であると認められた経費	

※補助事業の実績報告時には、(1)、(3)については当該経費の領収書、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)については、当該経費の領収書又は当該経費の支出がわかるものが必要です（いずれもコピー可）。

8. 申請時提出書類

代表医療機関が、横浜市看護師復職支援事業補助金交付要綱 第1号様式の1～4をご提出ください。

- ・横浜市医療機関合同研修サポート補助金交付申請書【第1号様式の1】
- ・事業計画書【第1号様式の2】
- ・事業収支予算書【第1号様式の3】
- ・横浜市看護師復職支援事業参加同意書【第1号様式の4】

9. 実績報告

代表医療機関が、横浜市看護師復職支援事業補助金交付要綱 第5号様式の1～3及び領収書を研修終了後30日以内にご提出ください。

- ・横浜市医療機関合同研修サポート補助金実績報告書（第5号様式の1）
- ・事業内容報告書（第5号様式の2）
- ・事業収支決算書（第5号様式の3）
- ・領収書等一式(コピー可。「7. 対象経費」に詳細あり。)

10. 請求について

実績報告の確認後、横浜市から横浜市医療機関合同研修サポート補助金確定通知書（第6号様式）を送付します。本通知書を受領後、横浜市医療機関合同研修サポート補助金請求書（第7号様式）をご提出ください。

11. 申請先【全書類共通】

横浜市電子申請・届出システム「横浜市医療機関合同研修サポート補助金申請フォーム」

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/90f85cf7-f2ca-43fd-bef1-6c48a8a9db89/start>

※各様式は、申請フォーム内または以下の医療局ホームページからダウンロードできます。

横浜市トップページ>健康・医療・福祉>健康・医療>医療>医療政策>医療人材確保関連>看護職のためのページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/seisaku/iryojinzai/kango.html>

12. 問合せ先

横浜市医療局地域医療課 人材担当

メールアドレス ir-ch-jinzai@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2993